

平成 2 1 年度

法務省事前評価実施結果報告書

平成 2 1 年 8 月

法 務 省

## はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第7条の規定により作成した法務省政策評価に関する基本計画(平成21年4月1日改定。)に基づき、本年度実施した事前評価の結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、政策評価懇談会委員の意見等を参考とした。

## 目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成21年度事前評価実施結果報告書	
	(1) 施設の整備	
	松戸法務総合庁舎新営工事	5
	(松戸法務総合庁舎新営工事事業評価資料)	
	岡山法務総合庁舎新営工事	15
	(岡山法務総合庁舎新営工事事業評価資料)	
	(2) 法務に関する調査研究	
	無差別殺傷事犯の研究	24
	諸外国における位置情報確認制度の研究	34
	(参考資料)	
	法務省大臣官房施設課「大臣官房施設課における事業評価システム」	

## 政策体系

### 基本政策

#### 政策

#### 施策

### I 基本法制の維持及び整備

#### 1 基本法制の維持及び整備（事後チェック型社会への転換，社会経済構造の変革に即応した基本法制の維持及び整備を行う。）

- (1) **社会経済情勢に即応した基本法制の整備**（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制を整備することにより，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するよう刑事基本法制を整備することにより，事後チェック・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

#### 2 司法制度改革の推進（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，その基礎となる司法の基本的制度を抜本的に見直し，司法の機能を充実強化する。）

- (1) **総合法律支援の充実強化**（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）
- (2) **裁判員制度の啓発推進**（国民に対し，裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続，事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し，裁判員制度についての疑問に答えることで不安等を解消すると同時に制度への理解を得て，裁判員裁判への主体的参加を促す。）
- (3) **法曹養成制度の充実**（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）
- (4) **裁判外紛争解決手続の拡充・活性化**（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。）
- (5) **法教育の推進**（法や司法を身近なものとし，自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに，裁判員制度を始めとす

る司法の国民的基盤確立の条件を整備するため、法教育の推進を図る。)

3 **法務に関する調査研究** (内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

(1) **法務に関する調査研究** (内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

## II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持 (犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。)

4 **検察権の適正迅速な行使** (国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。)

(1) **適正迅速な検察権の行使** (刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。)

(2) **検察権行使を支える事務の適正な運営** (検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。)

5 **矯正処遇の適正な実施** (被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。)

(1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備** (研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。)

(2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施** (被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。)

(3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進** (過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。)

6 **更生保護活動の適切な実施** (犯罪や非行等をした者の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

(1) **保護観察対象者等の改善更生** (更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。)

(2) **犯罪予防活動の促進** (犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

(3) **医療観察対象者の社会復帰** (心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、円滑に社会復帰をすることができるようになる。)

7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

### III 国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）

(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 人権の擁護（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

(1) 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

### IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

### V 出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

- (1) **出入国の公正な管理**（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

#### VI 法務行政における国際化対応・国際協力

- 13 **法務行政における国際化対応・国際協力**（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) **法務行政の国際化への対応**（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) **法務行政における国際協力の推進**（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。）

#### VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

- 14 **法務行政全般の円滑かつ効率的な運営**（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) **法務行政に対する理解の促進**（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) **施設の整備**（司法制度改革の推進、治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により、十分な行政機能を果たすためには面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) **法務行政の情報化**（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) **職員の多様性及び能力の確保**（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

# 平成21年度事前評価実施結果報告書

## 1. 政策名等

政策名	施設の整備		
評価対象	施設の整備（松戸法務総合庁舎新営工事）		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅶ-14-（2）】		
施策の基本目標	司法制度改革の推進，治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により，十分な行政機能を果たすためには面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。		
評価実施時期	平成21年8月	所管部局	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

## 2. 事業等の内容

### （1）課題・ニーズ

既存施設は，十分な行政機能を果たすためには面積が不足しているため，行政事務の円滑な遂行に支障を来している。また，国有財産の有効活用化のために移転再配置が必要となっている。

### （2）目的・目標

新営の必要に迫られている法務総合庁舎を整備し，業務効率の改善，利用者へのサービスの向上を図るものである。

### （3）具体的内容

事業場所：千葉県松戸市岩瀬473番地13

事業時期：平成21年度から

延べ面積：5,787㎡

入居庁：千葉県地方検察庁松戸支部  
千葉県地方法務局松戸支局

## 3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

## 4. 評価の内容

### （1）事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること。

事業計画の必要性：125点

- ・ 既存庁舎は十分な行政機能を果たすためには面積が不足している上，移転再配置計画がある。

### （2）事業計画の合理性に関する評点が100点であること。

事業計画の合理性：100点

- ・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に，事業案の方が経済的である。

### （3）基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

事業計画の効果（B1）：133点

- ・ 現予定地での新営整備は，関係官署との交通至便かつ必要な駐車場が確保でき好立地条件である。

事業計画の効果（B2）：A評価2 B評価2 C評価3

- ・ 人権（被疑者等に対して外部からの視線が届かないようにするなどの対策，被疑者及び犯罪被害者等と一般来庁者との分離）及び環境保全性（照明制御設備，屋上



緑化，太陽光発電）に対して特に充実した取り組みが計画されている。

以上（１），（２）及び（３）から，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

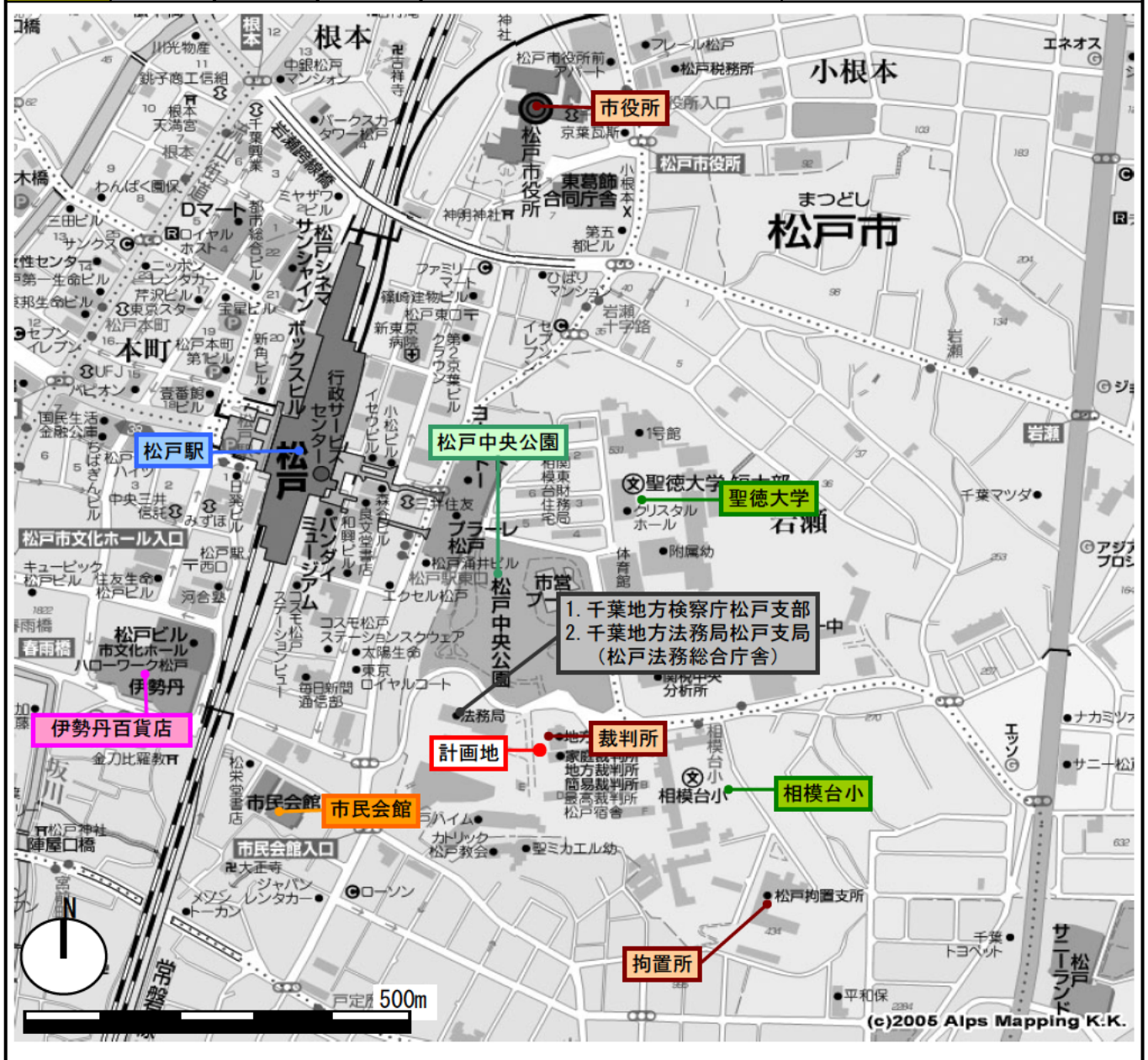
#### **5. 関係する法令，施政方針演説等(主なもの)**

#### **6. 備考**

松戸法務総合庁舎新営工事  
事業評価資料

# 1 計画地周辺状況

凡例		主要施設	
	行政施設		医療施設
	文化施設		商業施設
	スポーツ施設		交通施設
	学校施設		公園等
	福祉施設		現状施設



官署No.	官署名称	アプローチ	
		[電車]	[バス]
1	千葉地方検察庁松戸支部	J R松戸駅より徒歩10分	
2	千葉地方法務局松戸支局	J R松戸駅より徒歩10分	
3			
(計画地)	松戸法務総合庁舎	J R松戸駅より徒歩10分	

## 2 整備方針

### ○ 検察庁

目的	方針
来庁者対応機能の充実 検察業務への理解	○ 情報提供スペース，情報公開窓口の拡充 ・ 確定記録等の閲覧スペースの確保
	○ バリアフリー化 ・ 障害者・高齢者及び婦人，子供のための機能の充実
	○ 駐車場の拡充 ・ 駐車台数の増加 ・ 外部からの視線が届かない降車場の設置
被害者への配慮	○ 被害者の保護 ・ 専用出入口の設置 ・ 性犯罪被害者のためのカウンセリング室の設置 ・ 専用待合室の設置 ・ 被害者の心情及びプライバシーへの配慮 ・ 被疑者と交わらない経路計画
検察業務の質的・量的変化への対応 業務効率・検察官支援機能の充実	○ 調室機能の充実 ・ 調室の狭あいの解消 ・ 調室の増加
	○ 付随機能等の充実 ・ 各待合室，控室の充実(通訳人控室等) ・ 調室補助機能の充実 ・ 警察官等の捜査関係者の同行室の拡充
	○ 窓口機能の充実 ・ 事件の受理窓口等の充実 ・ 罰金等の徴収窓口及び待合室の充実
	○ 保管機能の充実 ・ 証拠品庫，記録保管庫，資料室のスペースの拡充 ・ 証拠品庫，記録保管庫，資料室の位置及び搬送経路の改善 ・ セキュリティの充実 ・ 適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）
防犯性の向上	○ 被疑者専用経路，待合室等の充実，確保 ・ 被疑者専用経路の確保 ・ 被疑者専用待合室の確保

○ 法務局		
目的	方針	
行政サービスの向上	来庁者対応機能の充実	○ 待合機能（情報提供機能）の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・待合のためのスペースの確保</li> <li>・リフレッシュスペースの確保（自動販売機，ベンチ等）</li> <li>・情報公開，情報提供スペースの確保</li> </ul>
		○ 相談機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談室の拡充（狭あいの解消等）</li> <li>・プライバシーの確保（遮音性等の確保）</li> </ul>
		○ バリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者，高齢者及び婦人，子供のための機能の充実</li> <li>・来庁者用経路の明確化（案内表示等のサイン計画の改善）</li> </ul>
		○ 駐車場の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要駐車台数の確保</li> </ul>
	業務処理機能の充実	○ 登記窓口，事務室の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記業務のコンピューター化等に伴う事務室の狭あいの解消</li> <li>・セキュリティーの確保</li> </ul>
		○ 各領域の明確な区分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧スペースの拡充</li> <li>・情報端末等の設置</li> <li>・複写機等の充実</li> </ul>
		○ 閲覧機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧機能の拡充</li> <li>・情報端末等の設置</li> <li>・複写機等の充実</li> </ul>
		○ 会議室の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種会議，研修に対応できるスペースの確保</li> </ul>
		○ 書庫充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存年限に基づく台帳の保管場所の確保</li> <li>・スペースの有効活用への配慮</li> <li>・保管機能の充実 （空調設備等の設置）（防災安全性の確保） （保安安全性の確保）</li> </ul>

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内容	評点						備考	評点	
		100	90	80	70	60	50			40
老朽	木造	保安度2.500以下 現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	3,000以下 60%以下 左	3,500以下 同左	4,000以下 80%以下 左	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	
	非木造	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下		敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	9
借用返還	立退要求がある場合	借用期限が切れ即立退が必要なもの			期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合						なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務能率低下、連絡困難				2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの			2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの	同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	
	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの							
都市計画の関係	地域制上の不適				都市計画的に著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	60点以下	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	区画整理等が計画決定済であるもの	
	位置の不適				位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの			位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
立地条件の不良	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの			地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの			地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの			施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの			施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの		
衛生条件の不良	採光、換気不良				法令による基準より低いもの			法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
	法令等	法令等に基づく整備							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	100
加算点(法務総合庁舎計画等)										10
合計										125

主要要素 従要素

#### 4 事業計画の合理性

##### 事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・ 他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評価点
		1.1	1	0.9	0.8	
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの	0.9	0.7	0.5
		災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好			
	災害防止・環境保全	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり		
		都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能	都市計画等と整合しない
規模	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	1.0
			業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している		規模と業務内容等との関連が不明確	1.0
			駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある	
構造	単独行舎、総合庁舎としての整備条件	単独行舎の場合	単独行舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	1.0
		総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている		総合庁舎としての整備条件が整っていない	
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要機能等が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要機能等が満足されないおそれがある
評価点 (各係数の積 × 100倍)						133



6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている

# 平成21年度事前評価実施結果報告書

## 1. 政策名等

政策名	施設の整備		
評価対象	施設の整備（岡山法務総合庁舎新営工事）		
施策名等	【政策体系上の位置付け：Ⅶ-14-（2）】		
施策の基本目標	司法制度改革の推進，治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により，十分な行政機能を果たすためには面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。		
評価実施時期	平成21年8月	所管部局	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

## 2. 事業等の内容

### （1）課題・ニーズ

既存施設は，十分な行政機能を果たすためには面積が不足しているため，行政事務の円滑な遂行に支障を来している。

### （2）目的・目標

新営の必要に迫られている法務総合庁舎を整備し，業務効率の改善，利用者へのサービスの向上を図るものである。

### （3）具体的内容

事業場所：岡山県岡山市北区南方一丁目8番42号

事業時期：平成19年度から

延べ面積：10,624㎡

入居庁：広島高等検察庁岡山支部  
岡山地方検察庁  
岡山保護観察所  
岡山公安調査事務所

## 3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

## 4. 評価の内容

### （1）事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること。

事業計画の必要性：114点

- ・ 既存庁舎は老朽の上，十分な行政機能を果たすためには面積が不足している。

### （2）事業計画の合理性に関する評点が100点であること。

事業計画の合理性：100点

- ・ 同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に，事業案の方が経済的である。

### （3）基本機能（B1）及び付加機能（B2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

事業計画の効果（B1）：146点

- ・ 現予定地での新営整備は，関係官署との交通至便かつ必要な駐車場が確保でき好立地条件である。

事業計画の効果（B2）：A評価2 B評価2 C評価3

- ・ 人権（被疑者等に対して外部からの視線が届かないようにするなどの対策，被疑者及び犯罪被害者等と一般来庁者との分離）及び環境保全性（照明制御設備，屋上

緑化，太陽光発電）に対して特に充実した取り組みが計画されている。  
以上（１），（２）及び（３）から，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

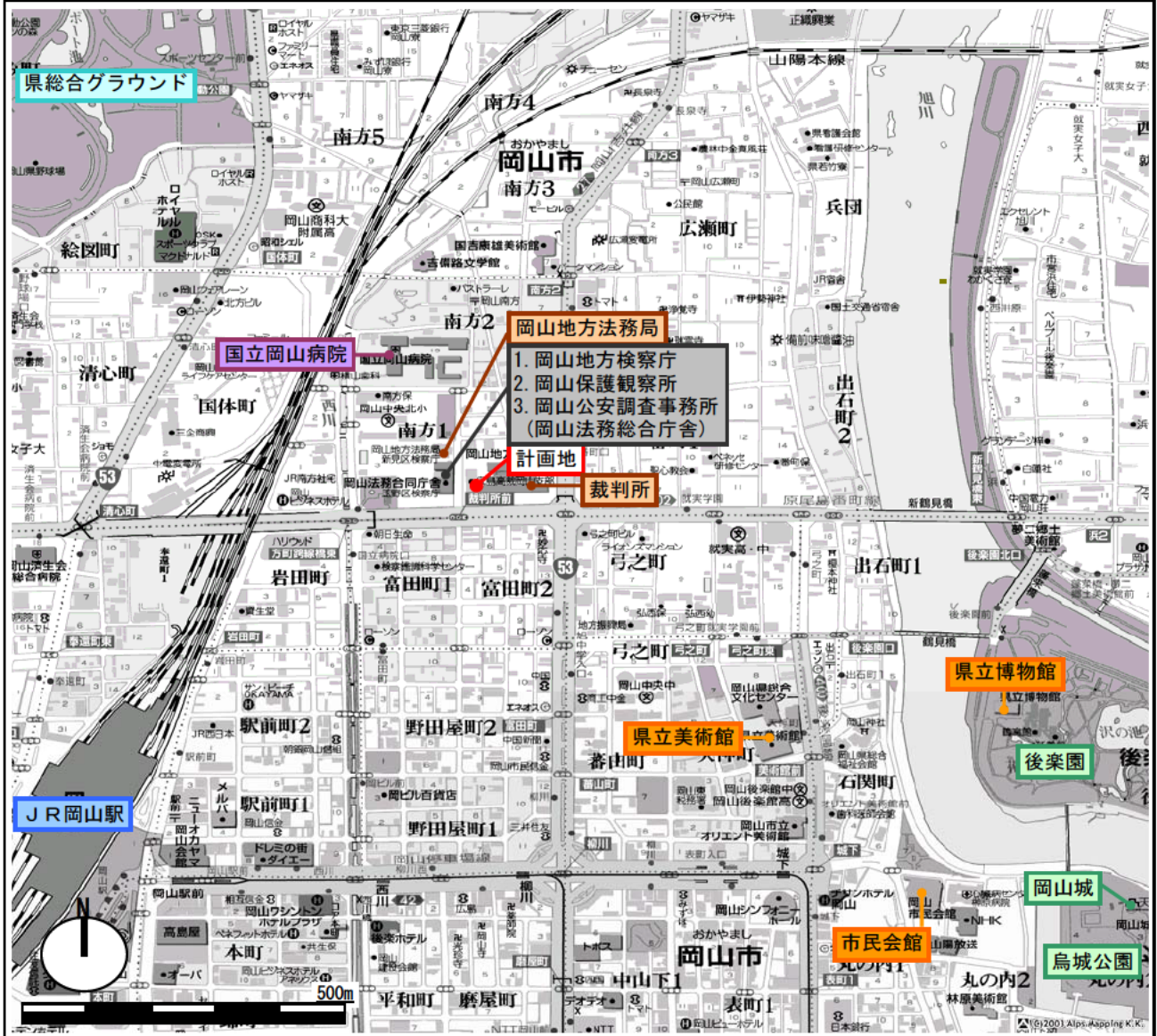
#### **5. 関係する法令，施政方針演説等(主なもの)**

#### **6. 備考**

岡山法務総合庁舎新営工事  
事業評価資料

# 1 計画地周辺状況

凡例		主要施設	
	行政施設		医療施設
	文化施設		商業施設
	スポーツ施設		交通施設
	学校施設		公園等
	福祉施設		現状施設



官署No.	官署名称	アプローチ	
		[電車]	[バス]
1	岡山地方検察庁 (高検支部, 地検, 区検)	JR岡山駅より徒歩15分	
2	岡山保護観察所	同上	
3	岡山公安調査事務所	同上	
(計画地)	岡山法務総合庁舎	JR岡山駅より徒歩15分	

## 2 整備方針

### ○ 検察庁

目的	方針	
検察業務の質的・量的変化への対応	<b>来庁者対応機能の充実 検察業務への理解</b>	○ <b>情報提供スペース・情報公開窓口の拡充</b> ・確定記録等の閲覧スペースの確保 ・情報提供スペースの充実
		○ <b>相談機能の充実</b> ・被害者支援相談室の充実 ・プライバシーの配慮 ・ホットライン等の充実
		○ <b>バリアフリー化</b> ・障害者・高齢者及び婦人・子供のための機能の充実
		○ <b>駐車場の拡充</b> ・外部からの視線が届かない降車場の設置
	<b>被害者への配慮</b>	○ <b>被害者の保護</b> ・専用出入口の設置 ・性犯罪被害者のためのカウンセリング室の設置 ・専用待合室の設置 ・被害者支援相談室の設置 ・被害者の心情及びプライバシーへの配慮 ・被疑者と交わらない経路計画
	<b>業務効率・検察官 支援機能の充実</b>	○ <b>調室機能の充実</b> ・調室の狭あいの解消 ・調室の増加 ・捜査資料等検討スペースの確保
		○ <b>付随機能等の充実</b> ・各待合室・控室の充実(通訳人控室等) ・調室補助機能の充実 ・警察官等の捜査関係者の同行室の拡充 ・係検事室等の関係機関(警察等)との打合せスペースの確保
		○ <b>窓口機能の充実</b> ・事件の受理窓口等の充実 ・罰金等の徴収窓口及び待合室の充実 ・証拠品受入検討室の充実
		○ <b>研修機能の充実</b> ・専用会議室の充実 ・研修室・講師控室の充実
		○ <b>保管機能の充実</b> ・証拠品庫・記録保管庫・資料室のスペースの拡充 ・証拠品庫・記録保管庫・資料室の位置及び搬送経路の改善 ・セキュリティーの充実 ・適切な保存機能の確保(空調設備等の設置等) ・証拠品受入検討室の設置 ・証拠品閲覧・還付室の設置
<b>防犯性の向上</b>	○ <b>被疑者専用経路・待合室等の充実・確保</b> ・被疑者専用経路の確保 ・被疑者専用待合室の確保	

事業計画の必要性に関する評価指標

● 建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考	評点
		100	90	80	70	60	50	40		
老朽	木造	保安度2.50以下 現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	90
	非木造	同左	同左	同左	同左					
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	8
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの			
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの			
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの	2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの			同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係	周囲が区画整理等施行済中で当該施行分だけが残っているもの		区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等があるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくものうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。	
	地域制上の不適		都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下		都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不適		位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの			位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等	地盤沈下、低湿地又は排水不良等	地盤沈下、低湿地又は排水不良等	地盤沈下、低湿地又は排水不良等	地盤沈下、低湿地又は排水不良等	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの			施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	6
衛生条件の不良	採光、換気不良		法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相対的に低いもの			法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機械統廃合等に適用する。ただし、機械統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
加算点(法務総合庁舎計画)										10
主要素 <input type="checkbox"/> 従要素 <input type="checkbox"/>										114

#### 4 事業計画の合理性

##### 事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合
0点	上記のいずれにも当てはまらない。



事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評価点	
		1.1	1	0.9	0.8		
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの	0.7	敷地未定	1.1	
		災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	0.5	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある		
	災害防止・環境保全	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり	0.7	整備の見込なし	1.1
		都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	0.9	都市計画等と整合しない	1.0
規模	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している	0.7	敷地が有効に利用できる形状ではない	1.0	
		建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている	0.8	規模と業務内容等との関連が不明確	1.1
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	0.9	駐車場の確保に支障がある	1.0	
構造	単独行舎、総合庁舎としての整備条件	単独行舎の場合	単独行舎としての整備が適当	0.7	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	1.0	
		総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている	0.9	総合庁舎としての整備条件が整っていない		
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要機能等が満足される計画である	0.8	適切な構造、機能として計画されていない	1.0	
評価点 (各係数の積 × 100倍)						146	

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている

## 平成21年度事前評価実施結果報告書

### 1. 政策名等

政策名	法務に関する調査研究		
評価対象	法務に関する調査研究（無差別殺傷事犯の研究）		
施策名等	【政策体系上の位置付け：I-3-(1)】		
施策の基本目標	内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。		
評価実施時期	平成21年4月	所管部局	法務総合研究所
評価方式	事業評価方式		

### 2. 事業等の内容

#### (1) 課題・ニーズ

平成20年6月に秋葉原において発生した事件に象徴されるように、近年、被害者には関係のない理不尽な動機による無差別殺傷事犯が相次いで発生しており、我が国の社会全体に大きな衝撃を与え、治安を脅かす新たな要因となっている。

このように、新たな不安要因が発生する中で、国民の体感治安は依然として改善しておらず、「世界一安全な国、日本」を復活させるためには、継続的・根本的な犯罪対策が必要不可欠である。犯罪対策閣僚会議では、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、真の治安再生を目指して施策の着実な実現を図ることとし、その一環として、「無差別殺傷事件の社会的背景等に関する調査研究等を実施する」こととしている。これを受け、刑事政策に関する総合的な調査及び研究を行っている法務総合研究所としても、無差別殺傷事犯の研究を行う必要がある。

#### (2) 目的・目標

本研究は、過去の事件の中から、無差別殺傷事犯を取り上げて、この種の無差別殺傷事犯が起こる社会的背景や犯行の心理的要因を幅広く調査研究することにより、法務省関係部局において、この種の犯罪の防止、適切な処理、再犯防止等の諸施策を検討するための基礎資料を提供することを目的とする。

本調査研究の目標は、以下のとおりとする。

- ア 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が掲げている「治安再生のための基盤整備」の一つである「無差別殺傷事件の社会的背景等に関する調査研究」として本研究を行う。その結果について、法務省関係部局に対し、上記行動計画を受けて法務省が取り組む治安再生のための施策の検討に活用できる基礎資料として提供する。
- イ 外部有識者等で構成される研究評価検討委員会が研究評価のために設定する「研究評価検討委員会における評価基準」（以下「評価基準」という。）において、同基準第3の3では、72点以上を「大いに効果があった」、63点以上を「相当程度効果があった」と研究の効果を判定することとしていることから、相当程度以上に効果が見込まれるとの評価を得るため、90点満点中63点以上の評価を得る。

#### (3) 具体的内容

##### ア 研究期間

平成22年度から平成23年度までの2か年

##### イ 研究内容

##### (ア) 無差別殺傷事件の発生状況の把握

平成5年以降の警察の統計等を調査し、無差別殺傷事犯の動向を把握する。

##### (イ) 無差別殺傷事件の実態調査

##### ① 調査対象事件

概ね過去10年間に有罪判決が確定した無差別の殺人・同未遂・傷害致死事件で

あって、動機が分かりにくいものを対象とする（概ね50件程度を予定）。

② 調査項目

動機、犯行態様、事犯者の精神状況、人格特性、家庭環境・成育環境、教育・就労状況、対人関係、趣味・し好、態度・価値観等を調査する。

③ 調査方法等

a 事件記録による個別調査

以下の視点から、対象事件の記録を精査する。

- i 犯行の動機・手口・態様
- ii 事犯者の心理特性
- iii 事犯者への成育環境・社会状況からの影響
- iv 事犯者の精神状況

b 刑事施設における個別調査

調査対象事件で刑事施設に収容されている者につき、以下の観点・手法で調査を行う。

- i 刑事施設での処遇経過・適応状況・最近の状況等について被収容者身分帳等に基づき調査する。
- ii 事犯者に対するアンケート調査  
事件当時の動機の内容、その形成過程、受刑中における反省状況等に関して選択式及び自由記述式によるアンケートを行う。
- iii 事犯者に対する面接調査
- iv 事犯者に対する処遇の担当官からの聴取り調査

c 分析方法

共通の要因(上記②記載の項目)について、上記 a 及び b 記載の方法等により詳細に調査し、以下の点に留意して分析を行う。

- i この種の事犯に突き進んでしまう原因・理由を整理・類型化
- ii この種の事犯者の人格や行動傾向を了解する枠組みの試作
- iii この種の事犯が発生する予兆の把握、その際における適切・有効な働きかけの可能性の検討

(ウ) 研究会の開催

(イ) の調査対象事件の記録をひとつおとり検討整理した段階で、国内の刑事政策、社会学、心理学など各分野の専門家を招へいして研究会を実施し、分析の方向性等について意見を聴取する。

(エ) 国内における研究・評論の紹介及び考察

(オ) 諸外国における犯罪動向の調査

欧米諸国におけるこの種の事犯の動向を公開情報等により把握するとともに、実地調査を行い、国際比較を行う。

(カ) 成果物の取りまとめ等

上記 (ア) から (オ) を総合して、無差別殺傷事犯の防止、再犯防止策に関する課題と展望を取りまとめ、成果物を法務総合研究所研究部報告として刊行する。

### 3. 評価手法等

上記目標の達成の有無について、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名計11名により構成）において、次のとおり評価を行うこととする。

- (1) 目標「2. (2) ア」については、調査研究結果が、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に掲げられた治安再生のための各施策の検討等に活用できる基礎資料を提供するものであるかどうかについて検証する。

- (2) 目標「2. (2) イ」については、評価基準第4に掲げる各評価項目について4段階(AからD)で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

#### 4. 評価の内容

本研究について、平成21年4月27日に実施された研究評価検討委員会の評価を踏まえ、次のとおりの評価を行った。

##### (1) 目標「2. (2) ア」について

本研究は、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に掲げられた「無差別殺傷事件の社会的背景等に関する調査研究」であり、前記2, (3)のとおりに、治安を脅かす要因の一つである無差別殺傷事件について詳細な調査分析を行うものである。無差別殺傷事犯については、これまで十分なデータに基づいた系統立った研究は行われていなかった。本研究において、無差別殺傷事犯が発生する社会的背景や犯行の心理的要因が幅広く調査分析されることにより、犯罪捜査、公判遂行、再犯防止の観点などから、法務省が取り組む治安再生のための各施策の検討等に活用できる基礎資料を提供できることが見込まれる。

##### (2) 目標「2. (2) イ」について

評価基準第4に掲げる各評価項目について研究評価検討委員会において評価したところ、次のとおりの評価となった(各評価項目の評点は別添のとおりに)。

###### ア 必要性

近年、無差別殺傷事件の発生が相次ぎ、治安を脅かす重大な要因の一つとなっており、その対策が喫緊の課題となっている。また、膨大な量の事件記録の精査や事犯者に対する面接といった調査手法は、法務省以外では実施が著しく困難である。以上のことなどから、必要性を評価する3項目の評点は30点中30点となり、本研究の必要性は大いに認められた。

###### イ 効率性

調査分析対象の範囲については、「おおむね適度」との評価を受けている。この点については、事件記録を精査し、そこから様々な無差別殺傷が起こる要因を抽出するという本研究の性質上、調査対象範囲や件数がある程度絞られることはやむを得ないものと考えられる。また、動機、事犯者の精神状況、人格特性、家庭・生育環境、就学・就労状況、対人関係、刑事施設での収容状況等、多角的な観点から調査が行われることとされており、分析の視点や調査分析の手法は適切である。以上のことなどから、効率性を評価する3項目については、30点中27点となり、本研究の効率性は認められた。

###### ウ 有効性

近年の無差別殺傷事件に対する関心の高まりを受け、本研究の成果は社会的な注目を集めることが見込まれる。また、本研究の成果が直接法令の改正まで結びつくことまでは難しいものと思われるが、上記のとおりに、本研究は他に例のない研究であり、本研究によって無差別殺傷事件が発生する社会的背景や心理的要因をある程度類型化することができれば、この種の犯罪の防止や適切な処理等に活用できる貴重な資料となり得る。以上のことなどから、有効性を評価する3項目の評点は30点中27点となり、本研究の有効性は認められた。

##### (3) 総合的評価

上記(1)のとおりに、本研究は「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に掲げられた治安再生のための各施策の検討等に活用できる基礎資料を提供できるものと考えられる。また、上記(2)のとおりに、本研究は必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、評点の合計点は84点であったことから、本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。

## 5. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)

### 第7-1 人的・物的基盤の強化

#### ⑫ 各種調査研究等の実施

犯罪者を生まない社会の構築のため、家庭環境と犯罪との関係についての調査研究、犯罪報道が犯罪に与える影響についての調査研究、少年問題に関する共同研究、来日外国人少年の非行防止対策に関する調査研究、無差別殺傷事件の社会的背景等に関する調査研究等を実施するとともに、安全で安心な社会を実現するため、競争的資金等を活用し、危険物検知のためのセンサー技術に関する研究開発等を推進する。また、依然として厳しい治安情勢に的確に対応するとともに、行政の一層の高度化を図るため、諸外国の治安情勢、法制度等に関する海外調査研究を推進する。

## 6. 備考

## 研究評価検討委員会における評価基準

### 第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

### 第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等にかんがみ、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

### 第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、「第4 評価項目」に掲げる各評価項目に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に評価を行うものとする。

なお、事前評価においては、当該事前評価の実施時における見込みにより評価をするものとする。

- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。

A…評点10点

B…評点7点

C…評点5点

D…評点0点

- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。

合計点72点以上 … 大いに効果があった。

合計点63点以上72点未満 … 相当程度効果があった。

合計点45点以上63点未満 … 効果があった。

合計点45点未満 … あまり効果がなかった。

- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

### 第4 評価項目

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

#### 1 法務省の施策に関連するなどして必要なものか。

- (1) 評価の観点【主に研究の必要性】

法務総合研究所の研究が法務省の犯罪防止、犯罪者処遇等の政策に役立つものであるために、法務省の施策等に関連して必要なものであるか否かは重要な指標となる。法務省における重要な施策等に関連したり、関係局部課から要請・要望があれば

ば、当該研究の必要性は強く認められることになることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省の重要な施策に関連し、又は、関係局部課から要請があった研究であり、実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の施策に関連し、かつ、関係局部課から要望があった研究であり、実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連せず、かつ、関係局部課からも要請又は要望がなかった研究であり、実施の必要性があまりない。

**2 代替性のない研究であるか。**

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で実施できないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高い上、研究の価値、効果も高いと言えることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまでは言えない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

**3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。**

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが、刑事政策上、喫緊の課題となっているなど、早期に研究を実施すべきものであれば、当該研究の必要性が高く認められることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

**4 調査分析対象の範囲が適度であるか。**

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

犯罪あるいは犯罪者等の傾向を把握し、分析の視点を抽出するには、調査対象の件数、調査対象期間、対象とする刑事手続の段階等について、ある程度の量・範囲にわたって調査することが必要であることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲は適度である。



- B…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲はおおむね適度である。
- C…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲にやや過不足がある。
- D…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲に過不足がある。

## 5 分析の視点が網羅的で偏りがいないか。

### (1) 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究において調査した対象について、性別、罪名別、年齢別等の視点から分析することが考えられる。そして、その分析の視点が網羅的であり、かつ、偏りが無い場合には、分析結果を様々な方向から利用することが可能となることから、この点を評価する。

### (2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…分析の視点が網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りが無い。
- B…分析の視点がおおむね網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りが無い。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に若干の偏りがある。
- C…分析の視点が網羅的ではないが、分析の視点に偏りが無い。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に偏りがある。
- D…分析の視点が網羅的でなく、かつ、分析の視点に偏りがある。

## 6 調査分析の手法は適切であるか。

### (1) 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効果的なものとなるためには、対象の量・範囲が適度であり、多様な視点から分析されるだけでなく、対象のデータ収集の手法や分析の手法が適切である必要があることから、この点を評価する。

### (2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法を用いているだけでなく、さらに信用性を増すための方策を採っている。
- B…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法を用いている。
- C…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法のいずれかを用いている。
- D…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法のいずれも用いていない。

## 7 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

### (1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に関係局部課等での利用状況に影響を与えるものであることから、この点を評価する。

### (2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとっても分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

## 8 法務省関係局部課において、法令・施策の立案等の検討に利用されたか。

### (1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、関係局部課において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に実際に利用されるということは、当該研究が関係局部課に役立ち得るものであることを明らかにする重要な指標であることから、この点を評価する。

### (2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に大いに利用された。
- B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用された。
- C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に多少利用された。
- D…法令・施策の立案、事務運用の改善等のいずれの検討にも利用されなかった。

## 9 当該研究が、法務省以外の場で用いられたり、社会的な注目を集めたか。

### (1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、他省庁での施策の立案や大学での研究など法務省以外の場で用いられたり、新聞報道されるなどして社会的に注目されることは、間接的に法務省の施策等に影響を与えるとともに、国民の刑事政策への理解協力を得ることができ、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

### (2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省以外の場で複数用いられ、かつ、社会的な注目を集めた。
- B…法務省以外の場で複数用いられ、又は、社会的な注目を集めた。
- C…法務省以外の場で用いられた。
- D…法務省以外の場で用いられず、かつ、社会的な注目も集めなかった。

## 【無差別殺傷事犯の研究】

観点	評価項目	評価の基準		評価
必要性	法務省の施策に関連するなどして必要なものか。	A (10点)	法務省の重要な施策に関連し、又は、関係局部課から要請があった研究であり、実施の必要性が極めて高い。	A (10点)
		B (7点)	法務省の施策に関連し、かつ、関係局部課から要望のあった研究であり、実施の必要性が高い。	
		C (5点)	法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。	
		D (0点)	法務省の施策に関連せず、かつ、関係局部課からも要請又は要望がなかった研究であり、実施の必要性があまりない。	
	代替性のない研究であるか。	A (10点)	他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。	A (10点)
		B (7点)	他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。	
		C (5点)	他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまではいえない。	
		D (0点)	他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。	
	早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A (10点)	早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。	A (10点)
		B (7点)	早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。	
		C (5点)	早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。	
		D (0点)	早期に研究を実施する必要性がないテーマである。	
効率性	調査分析対象の範囲が適度であるか。	A (10点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲は適度である。	B (7点)
		B (7点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲はおおむね適度である。	
		C (5点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲にやや過不足がある。	
		D (0点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲に過不足がある。	
	分析の視点が網羅的で偏りがないか。	A (10点)	分析の視点が網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りがない。	A (10点)
		B (7点)	分析の視点がおおむね網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りがない。又は分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に若干の偏りがある。	
		C (5点)	分析の視点が網羅的ではないが、分析の視点に偏りがない。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に偏りがある。	
		D (0点)	分析の視点が網羅的でなく、かつ、分析の視点に偏りがある。	
	調査分析の手法は適切であるか。	A (10点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法を用いているだけでなく、さらに信用性を増すための方策を採っている。	A (10点)
		B (7点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法を用いている。	
		C (5点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法のいずれかを用いている。	
		D (0点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法のいずれも用いていない。	

有効性	研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A (10点)	実務家以外の者にとっても分かりやすい。	A (10点)
		B (7点)	実務家以外にとって分かりやすい。	
		C (5点)	実務家にとっておおむね分かりやすい。	
		D (0点)	実務家にとっても理解に時間を要する。	
	法務省関係部局課において、法令・施策の立案等の検討に利用されたか。	A (10点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等に大いに利用された。	B (7点)
		B (7点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等に利用された。	
		C (5点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に多少利用された。	
		D (0点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等のいずれにも利用されなかった。	
	当該研究が、法務省以外の場で用いられ、社会的な注目を集めたか。	A (10点)	法務省以外の場で複数用いられ、かつ、社会的な注目を集めた。	A (10点)
		B (7点)	法務省以外の場で複数用いられ、又は、社会的な注目を集めた。	
		C (5点)	法務省以外の場で用いられた。	
		D (0点)	法務省以外の場で用いられず、かつ、社会的な注目も集めなかった。	

評点合計 84点

## 平成21年度事前評価実施結果報告書

### 1. 政策名等

政策名	法務に関する調査研究		
評価対象	法務に関する調査研究（諸外国における位置情報確認制度の研究）		
施策名等	【政策体系上の位置付け：I-3-(1)】		
施策の基本目標	内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。		
評価実施時期	平成21年4月	所管部局	法務総合研究所
評価方式	事業評価方式		

### 2. 事業等の内容

#### (1) 課題・ニーズ

近時、重大再犯事件の発生等を背景として、再犯防止施策に関して、GPS（Global Positioning System：全地球位置把握システム）を利用した施策に対する社会的関心の高まりが認められる。犯罪対策閣僚会議では「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、「GPS発信装置を利用することの可否等再犯を防止するために効果的な新たな施策について検討する」とし、GPS発信装置を利用した再犯防止施策の検討は、政府として早急に対応すべき課題となっている。

そのため、諸外国において採用されているGPS機器をはじめとする電子機器を利用し、犯罪者の行動を監視する位置情報確認制度について、幅広い観点からその研究を行うことは、極めて有益であると認められる。

#### (2) 目的・目標

諸外国の位置情報確認制度を調査分析することにより、GPS発信装置を利用した新たな再犯防止施策の検討のための基礎資料を法務省関係部局等に提供することを目的とする。

本調査研究の目標については、以下のとおりとする。

ア 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が掲げている「GPS発信装置を利用することの可否等再犯を防止するために効果的な新たな施策」の検討に活用できる基礎資料を法務省関係部局等に提供する。

イ 外部有識者等で構成される研究評価検討委員会が研究評価のために設定する「研究評価検討委員会における評価基準」（以下「評価基準」という。）において、同基準第3の3では、72点以上を「大いに効果があった」、63点以上を「相当程度効果があった」と研究の効果を判定することとしていることから、相当程度以上に効果が見込まれるとの評価を得るため、90点満点中63点以上の評価を得る。

#### (3) 具体的内容

##### ア 研究期間

平成22年度の1か年

##### イ 研究内容

###### (ア) 調査対象

米国、英国、フランス、ドイツ、スウェーデン、カナダ及び韓国の位置情報確認制度

###### (イ) 調査項目

###### ① 制度導入の経緯等

導入の契機、検討過程等

###### ② 制度の目的

制度の主眼が拘禁刑の社会内における執行にあるか、特定の種類の犯罪者の再

- 犯防止にあるかなど
- ③ 対象者
  - 年齢，刑事手続の段階など
- ④ 運用状況
  - 実施主体，予算（費用対効果を含む），GPS発信装置等使用機器や確認記録の保存・活用を含めた位置情報確認の具体的方法等
- ⑤ 実際上の効果
  - 再犯防止・減少効果，対象者の改善更生への寄与
- ⑥ 運用上の問題点
  - 主要な問題点及びそれらの解決方法
- (ウ) 調査方法等
  - ① 文献等による調査
    - 日本国内で入手できる文献・公開資料を入手し，対象国の制度について，前記項目を調査する。
  - ② 諸外国における実地調査
    - 上記①の調査に加え，前記7か国の対象国の関係機関を訪問し，担当者から聴き取りを行うなど実地調査を行う。
  - ③ 調査結果を踏まえた考察
    - 上記調査から判明した各対象国の実情・課題を踏まえ，我が国における位置情報確認制度の刑事司法の各段階における活用可能性を考察する。
- (エ) 成果物の取りまとめ等
  - 上記（ア）から（ウ）を総合して，前記諸外国における位置情報確認制度に関する実情，同制度を我が国で活用する場合の課題と展望を取りまとめ，成果物を法務総合研究所研究部報告として刊行する。

### 3. 評価手法等

上記目標の達成の有無について，外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名，法務省の他部局員4名計11名により構成）において，次のとおり評価を行うこととする。

- (1) 目標2. (2) アについては，調査研究結果が「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が掲げている「GPS発信装置を利用することの可否等再犯を防止するために効果的な新たな施策」の検討に利用できるものかどうかについて検証する。
- (2) 目標2. (2) イについては，評価基準第4に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い，各評価に応じた評点を付すものとし，その評点の合計点に応じて，本研究の効果について判定する。

### 4. 評価の内容

本研究について，平成21年4月27日に実施された研究評価検討委員会の評価を踏まえ，次のとおり評価を行った。

#### (1) 目標「2. (2) ア」について

本研究は，「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に掲げた「GPS発信装置を利用することの可否等再犯を防止するために効果的な新たな施策」の検討のため，GPSを利用した位置情報確認制度について，各種文献調査や実地調査によって諸外国の制度を研究するものである。調査対象の諸外国はいずれも位置情報確認制度を先進的に実施している国々であり，同制度を全般的に調査することによって，同施策の検討に活用できる基礎資料を提供できることが見込まれる。

#### (2) 目標「2. (2) イ」について

評価基準第4に掲げる各評価項目について研究評価検討委員会において評価したとこ

ろ、次のとおりの評価となった（各評価項目の評点は別添のとおりの）。

ア 必要性

本研究は再犯防止という法務省が取り組む喫緊の重要課題に密接に関連するものである。また、本研究では、我が国と諸外国との刑事司法制度の違いを踏まえつつ、我が国における位置情報確認制度の活用可能性を検証する必要がある、検察、矯正、保護の実務家を有する法務省以外での実施は著しく困難である。以上のことなどから、必要性を評価する3項目の評点は30点中30点となり、本研究の必要性は大いに認められた。

イ 効率性

本研究は、既に位置情報確認制度について運用を重ねている多数の国を調査対象としている。また、同制度の概要のみではなく、運用方法や問題点、費用対効果、再犯防止の効果など多様な視点から、位置情報確認制度について全般的な調査が行われる。さらに、対象国の政府機関に情報提供を求めることも予定されており、情報収集の方法も適切である。以上のことなどから、効率性を評価する3項目の評点は30点中27点となり、本研究の効率性は認められた。

ウ 有効性

本研究の調査対象は、いずれも我が国への位置情報確認制度の導入の可否の検討に参考になると思われる国々であり、その成果は、我が国において、位置情報確認制度を導入するとした場合において、具体的な施策等の検討に大いに利用されることが見込まれる。以上のことなどから、有効性を評価する3項目の評点は30点中30点となり、本研究の有効性は大いに認められた。

(3) 総合評価

上記(1)のとおりのとおり、本研究は「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が掲げている「GPS発信装置を利用することの可否等再犯を防止するために効果的な新たな施策」の検討に活用できることが見込まれる。また、上記(2)のとおりのとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、評点の合計点は87点であったことから、本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。

## 5. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）

第2-2 刑務所出所者等の再犯防止

⑨ 再犯を防止するために効果的な新たな施策の検討

犯罪者に対する処遇を充実させてその再犯の防止を図る観点から、社会内処遇の一環として社会奉仕活動に従事させる制度、施設内処遇と社会内処遇の有機的な連携を実現するため懲役刑又は禁錮刑の一部について執行を猶予し保護観察に付することも可能とする刑の一部執行猶予制度等を導入するなど新たな施策を検討する。また、GPS発信装置を利用することの可否等再犯を防止するために効果的な新たな施策について検討する。

## 6. 備考

## 研究評価検討委員会における評価基準

### 第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

### 第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等にかんがみ、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

### 第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、「第4 評価項目」に掲げる各評価項目に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に評価を行うものとする。

なお、事前評価においては、当該事前評価の実施時における見込みにより評価をするものとする。

- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。

A…評点10点

B…評点7点

C…評点5点

D…評点0点

- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。

合計点72点以上 … 大いに効果があった。

合計点63点以上72点未満 … 相当程度効果があった。

合計点45点以上63点未満 … 効果があった。

合計点45点未満 … あまり効果がなかった。

- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

### 第4 評価項目

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

#### 1 法務省の施策に関連するなどして必要なものか。

- (1) 評価の観点【主に研究の必要性】

法務総合研究所の研究が法務省の犯罪防止、犯罪者処遇等の政策に役立つものであるために、法務省の施策等に関連して必要なものであるか否かは重要な指標となる。法務省における重要な施策等に関連したり、関係局部課から要請・要望があれば



ば、当該研究の必要性は強く認められることになることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省の重要な施策に関連し、又は、関係局部課から要請があった研究であり、実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の施策に関連し、かつ、関係局部課から要望があった研究であり、実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連せず、かつ、関係局部課からも要請又は要望がなかった研究であり、実施の必要性があまりない。

**2 代替性のない研究であるか。**

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が、他の研究機関で実施できないものであれば、当該研究は法務省で行う必要性が高い上、研究の価値、効果も高いと言えることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまでは言えない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

**3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。**

(1) 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが、刑事政策上、喫緊の課題となっているなど、早期に研究を実施すべきものであれば、当該研究の必要性が高く認められることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

**4 調査分析対象の範囲が適度であるか。**

(1) 評価の観点【主に研究の効率性】

犯罪あるいは犯罪者等の傾向を把握し、分析の視点を抽出するには、調査対象の件数、調査対象期間、対象とする刑事手続の段階等について、ある程度の量・範囲にわたって調査することが必要であることから、この点を評価する。

(2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲は適度である。

- B…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲はおおむね適度である。
- C…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲にやや過不足がある。
- D…犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲に過不足がある。

## 5 分析の視点が網羅的で偏りがないか。

### (1) 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究において調査した対象について、性別、罪名別、年齢別等の視点から分析することが考えられる。そして、その分析の視点が網羅的であり、かつ、偏りが無い場合には、分析結果を様々な方向から利用することが可能となることから、この点を評価する。

### (2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…分析の視点が網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りが無い。
- B…分析の視点がおおむね網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りが無い。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に若干の偏りがある。
- C…分析の視点が網羅的ではないが、分析の視点に偏りが無い。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に偏りがある。
- D…分析の視点が網羅的でなく、かつ、分析の視点に偏りがある。

## 6 調査分析の手法は適切であるか。

### (1) 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効果的なものとなるためには、対象の量・範囲が適度であり、多様な視点から分析されるだけでなく、対象のデータ収集の手法や分析の手法が適切である必要があることから、この点を評価する。

### (2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法を用いているだけでなく、さらに信用性を増すための方策を採っている。
- B…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法を用いている。
- C…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法のいずれかを用いている。
- D…信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析手法のいずれも用いていない。

## 7 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

### (1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に関係局部課等での利用状況に影響を与えるものであることから、この点を評価する。

### (2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとっても分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

## 8 法務省関係局部課において、法令・施策の立案等の検討に利用されたか。

### (1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、関係局部課において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に実際に利用されるということは、当該研究が関係局部課に役立ち得るものであることを明らかにする重要な指標であることから、この点を評価する。

### (2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に大いに利用された。
- B…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用された。
- C…法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に多少利用された。
- D…法令・施策の立案、事務運用の改善等のいずれの検討にも利用されなかった。

## 9 当該研究が、法務省以外で用いられたり、社会的な注目を集めたか。

### (1) 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、他省庁での施策の立案や大学での研究など法務省以外で用いられたり、新聞報道されるなどして社会的に注目されることは、間接的に法務省の施策等に影響を与えるとともに、国民の刑事政策への理解協力を得ることができ、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

### (2) 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…法務省以外で複数用いられ、かつ、社会的な注目を集めた。
- B…法務省以外で複数用いられ、又は、社会的な注目を集めた。
- C…法務省以外で用いられた。
- D…法務省以外で用いられず、かつ、社会的な注目も集めなかった。

## 【諸外国における位置情報確認制度の研究】

観点	評価項目	評価の基準		評価
必要性	法務省の施策に関連するなどして必要なものか。	A (10点)	法務省の重要な施策に関連し、又は、関係局部課から要請があった研究であり、実施の必要性が極めて高い。	A (10点)
		B (7点)	法務省の施策に関連し、かつ、関係局部課から要望のあった研究であり、実施の必要性が高い。	
		C (5点)	法務省の施策に関連する研究であり、実施の必要性がある。	
		D (0点)	法務省の施策に関連せず、かつ、関係局部課からも要請又は要望がなかった研究であり、実施の必要性があまりない。	
	代替性のない研究であるか。	A (10点)	他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。	A (10点)
		B (7点)	他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。	
		C (5点)	他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが、代替性があるとまではいえない。	
		D (0点)	他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。	
	早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A (10点)	早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。	A (10点)
		B (7点)	早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。	
		C (5点)	早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。	
		D (0点)	早期に研究を実施する必要性がないテーマである。	
効率性	調査分析対象の範囲が適度であるか。	A (10点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲は適度である。	A (10点)
		B (7点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲はおおむね適度である。	
		C (5点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲にやや過不足がある。	
		D (0点)	犯罪傾向の把握等をする上で、調査分析対象の量・範囲に過不足がある。	
	分析の視点が網羅的で偏りがないか。	A (10点)	分析の視点が網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りがない。	A (10点)
		B (7点)	分析の視点がおおむね網羅的であり、かつ、分析の視点に偏りがない。又は分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に若干の偏りがある。	
		C (5点)	分析の視点が網羅的ではないが、分析の視点に偏りがない。又は、分析の視点が網羅的であるが、分析の視点に偏りがある。	
		D (0点)	分析の視点が網羅的でなく、かつ、分析の視点に偏りがある。	
	調査分析の手法は適切であるか。	A (10点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法を用いているだけでなく、さらに信用性を増すための方策を採っている。	B (7点)
		B (7点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法を用いている。	
		C (5点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法のいずれかを用いている。	
		D (0点)	信用性のあるデータ収集の手法、標準的な分析方法のいずれも用いていない。	

有効性	研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A (10点)	実務家以外の者にとっても分かりやすい。	A (10点)
		B (7点)	実務家以外にとって分かりやすい。	
		C (5点)	実務家にとっておおむね分かりやすい。	
		D (0点)	実務家にとっても理解に時間を要する。	
	法務省関係部局課において、法令・施策の立案等の検討に利用されたか。	A (10点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等に大いに利用された。	A (10点)
		B (7点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等に利用された。	
		C (5点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に多少利用された。	
		D (0点)	法令・施策の立案、事務運用の改善等のいずれにも利用されなかった。	
	当該研究が、法務省以外の場で用いられ、社会的な注目を集めたか。	A (10点)	法務省以外の場で複数用いられ、かつ、社会的な注目を集めた。	A (10点)
		B (7点)	法務省以外の場で複数用いられ、又は、社会的な注目を集めた。	
		C (5点)	法務省以外の場で用いられた。	
		D (0点)	法務省以外の場で用いられず、かつ、社会的な注目も集めなかった。	

評点合計 87点

# 法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

法務省大臣官房施設課

## 目次

1 政策評価とは .....	1
2 法務省における政策評価 .....	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ .....	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制 .....	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム .....	6
(2) 再評価システム .....	12
(3) 事後評価システム .....	12

# 1 政策評価とは( 政策評価に関する標準的 ガイドラインから )

平成13年5月17日省議決定

## ①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

## ②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

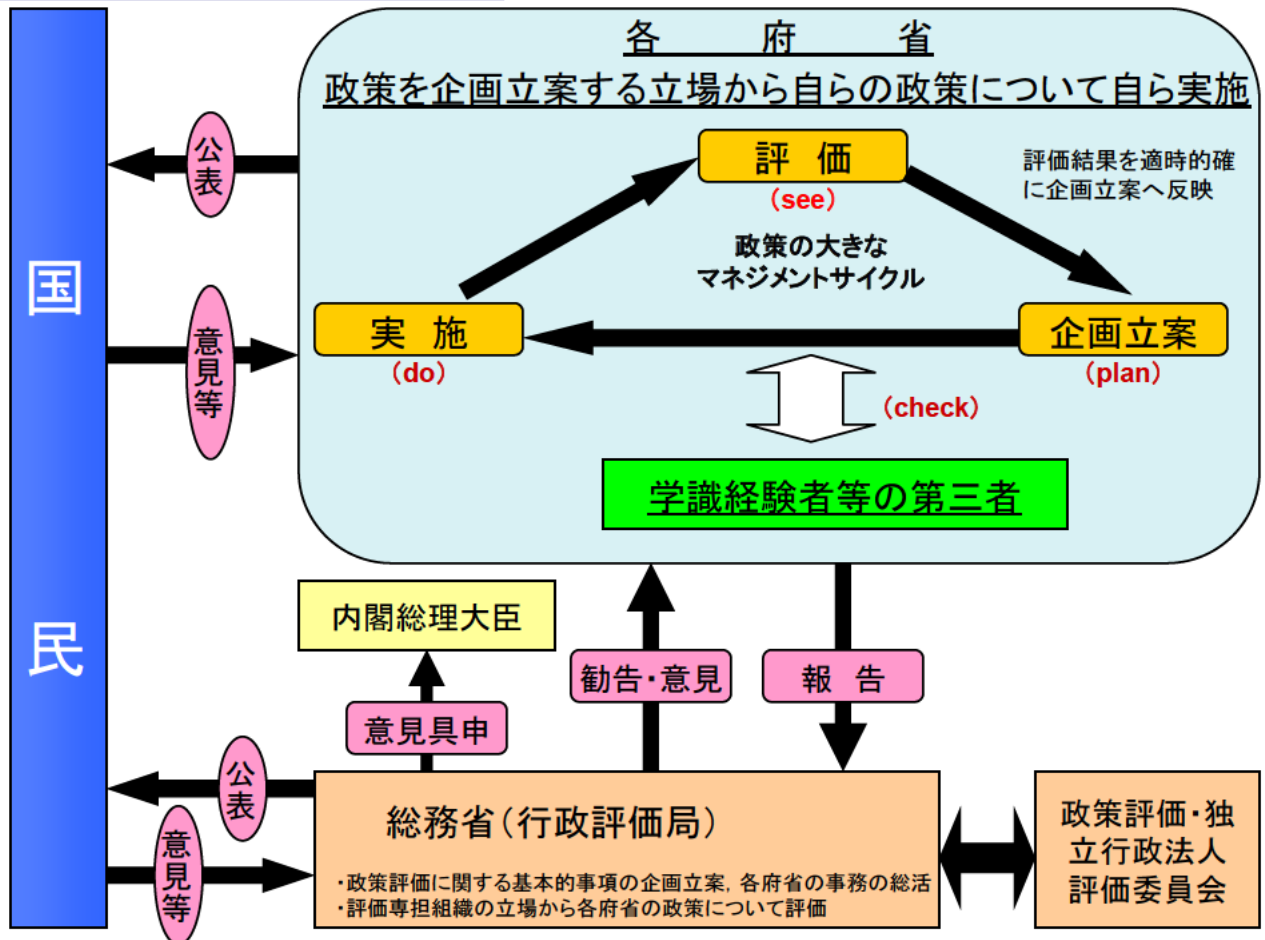
## ③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

## ④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

## 評価の枠組み





## 2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

### ①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

### ②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

### ③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

### ④評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

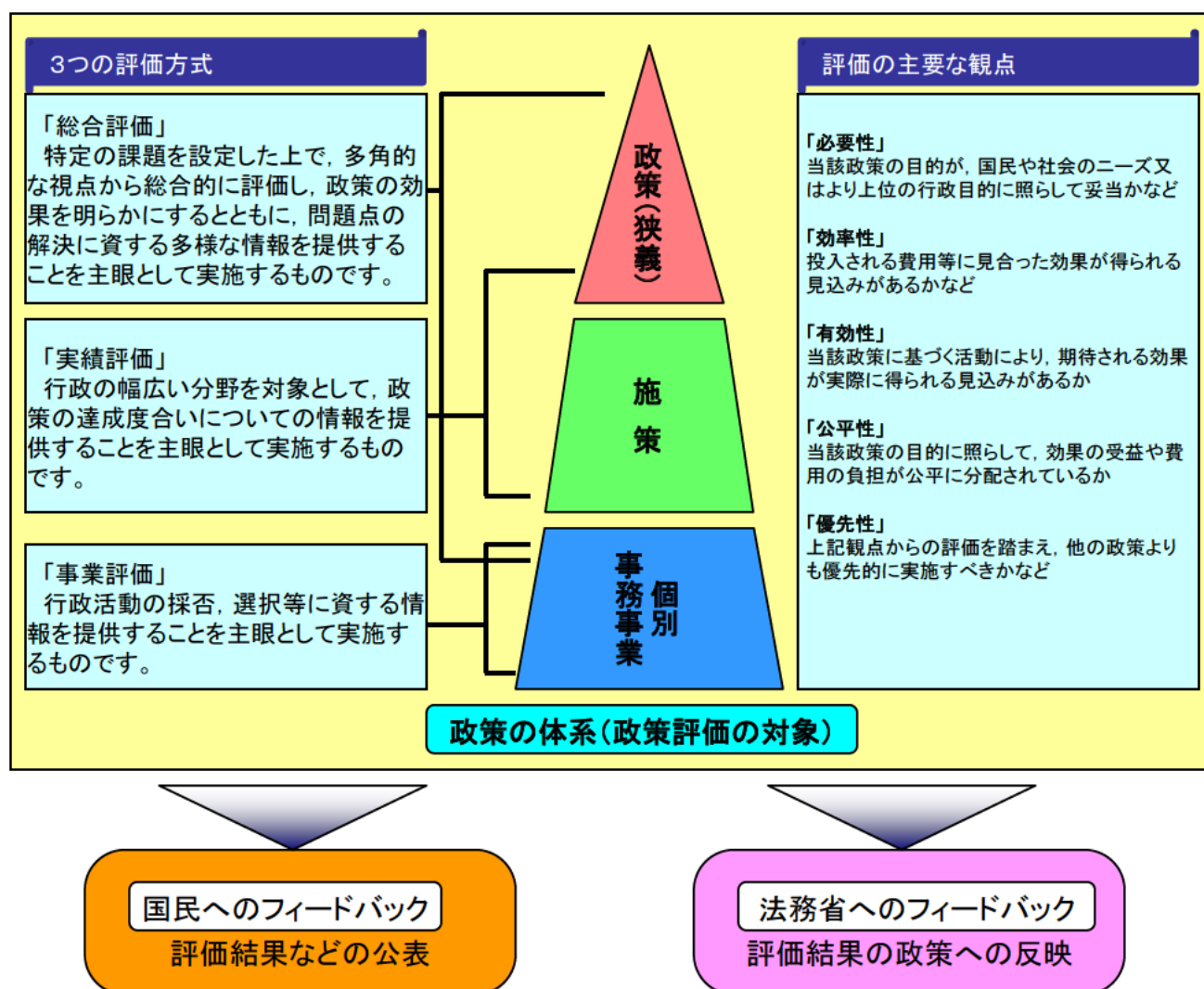
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

### ⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

### ⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ（<http://www.moj.go.jp>）を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



### 3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

#### 法務省大臣官房施設課事業評価の概要

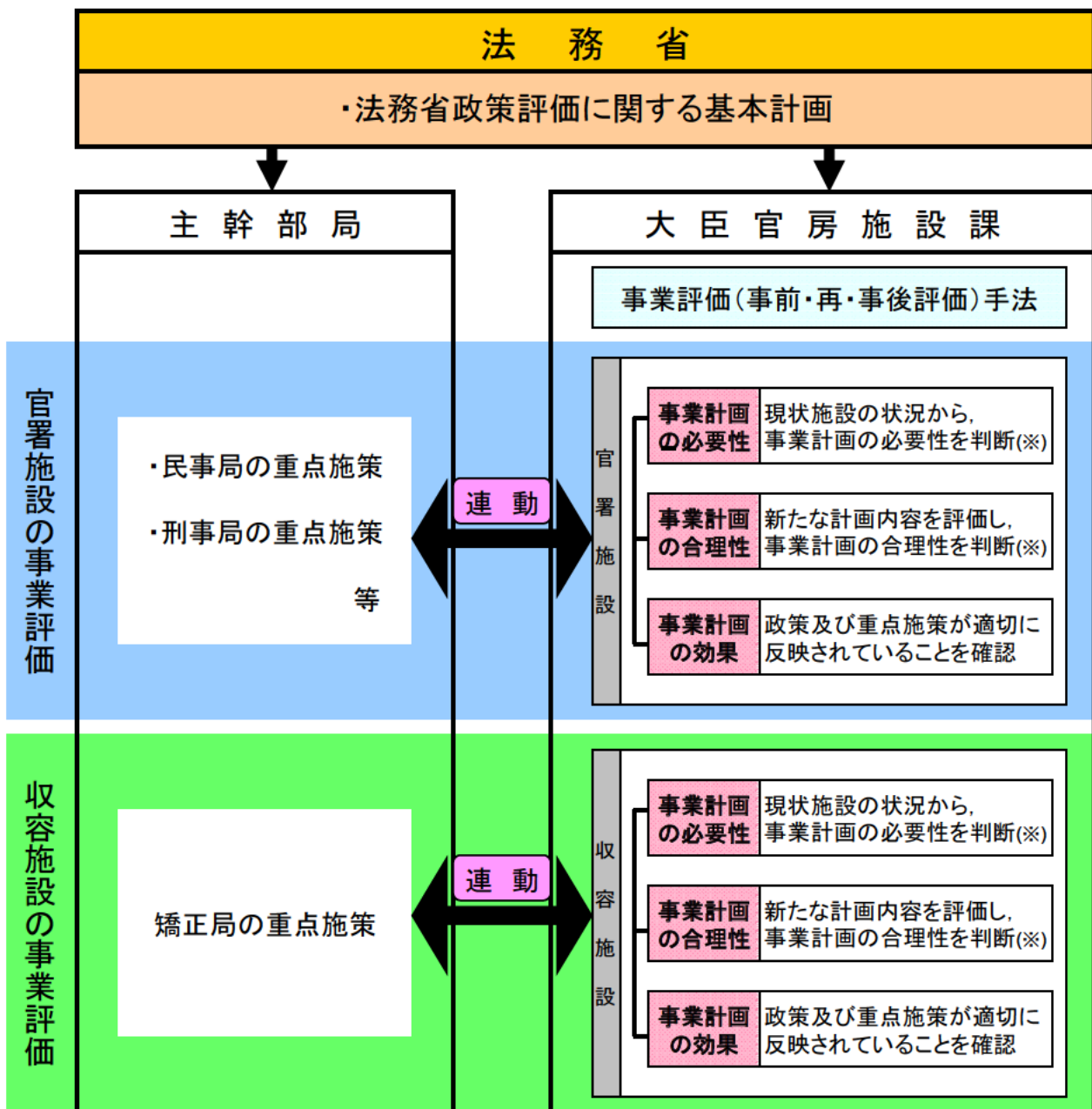
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

#### ○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

#### ○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

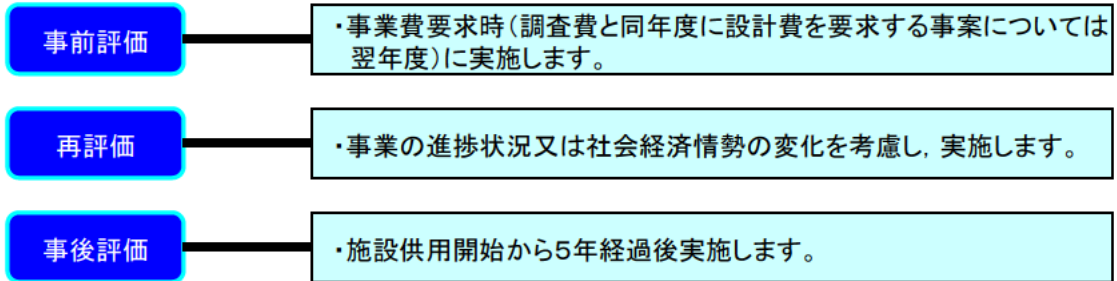


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

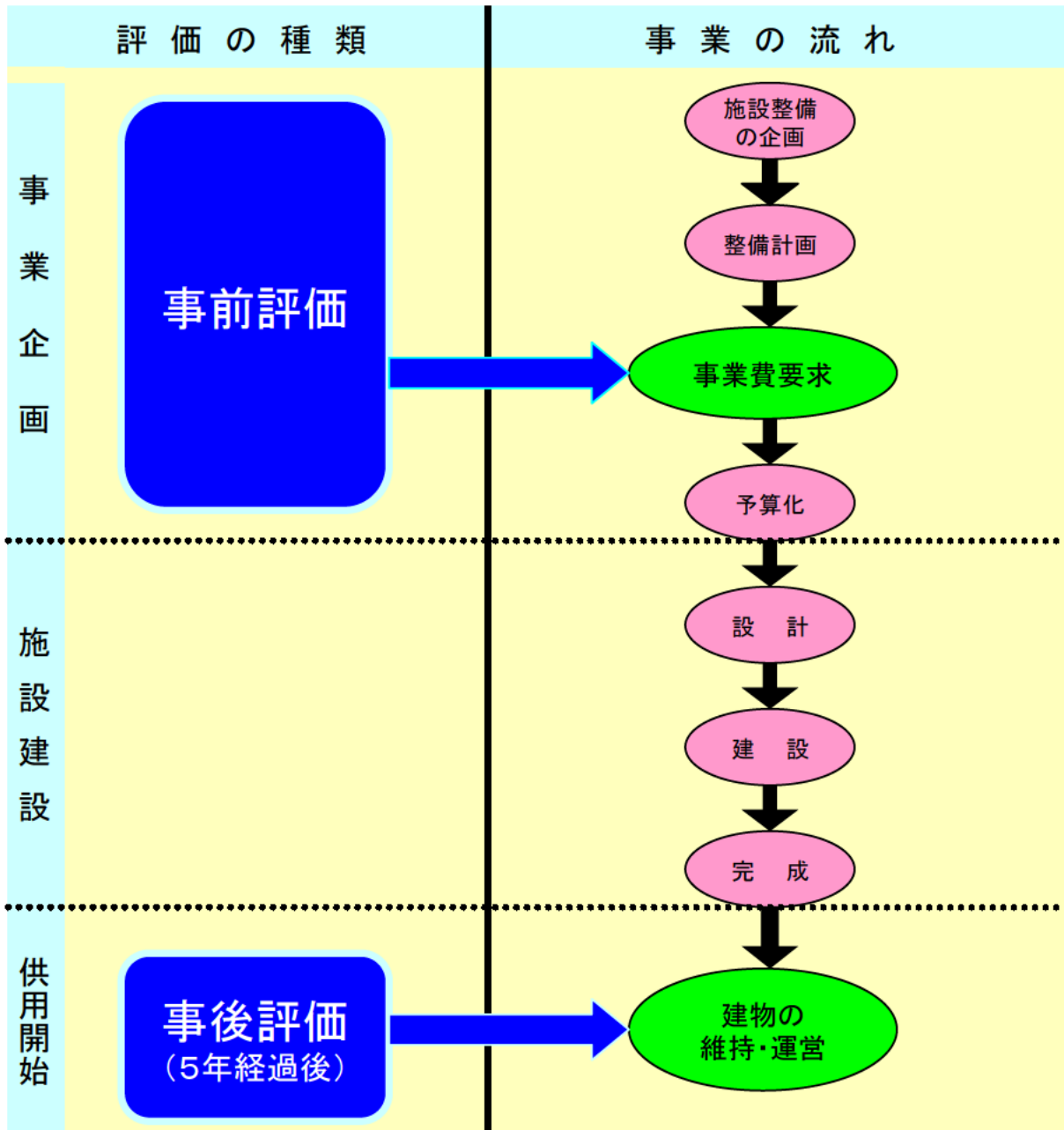
## 4 事業評価システムの流れ

### 事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



### 施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

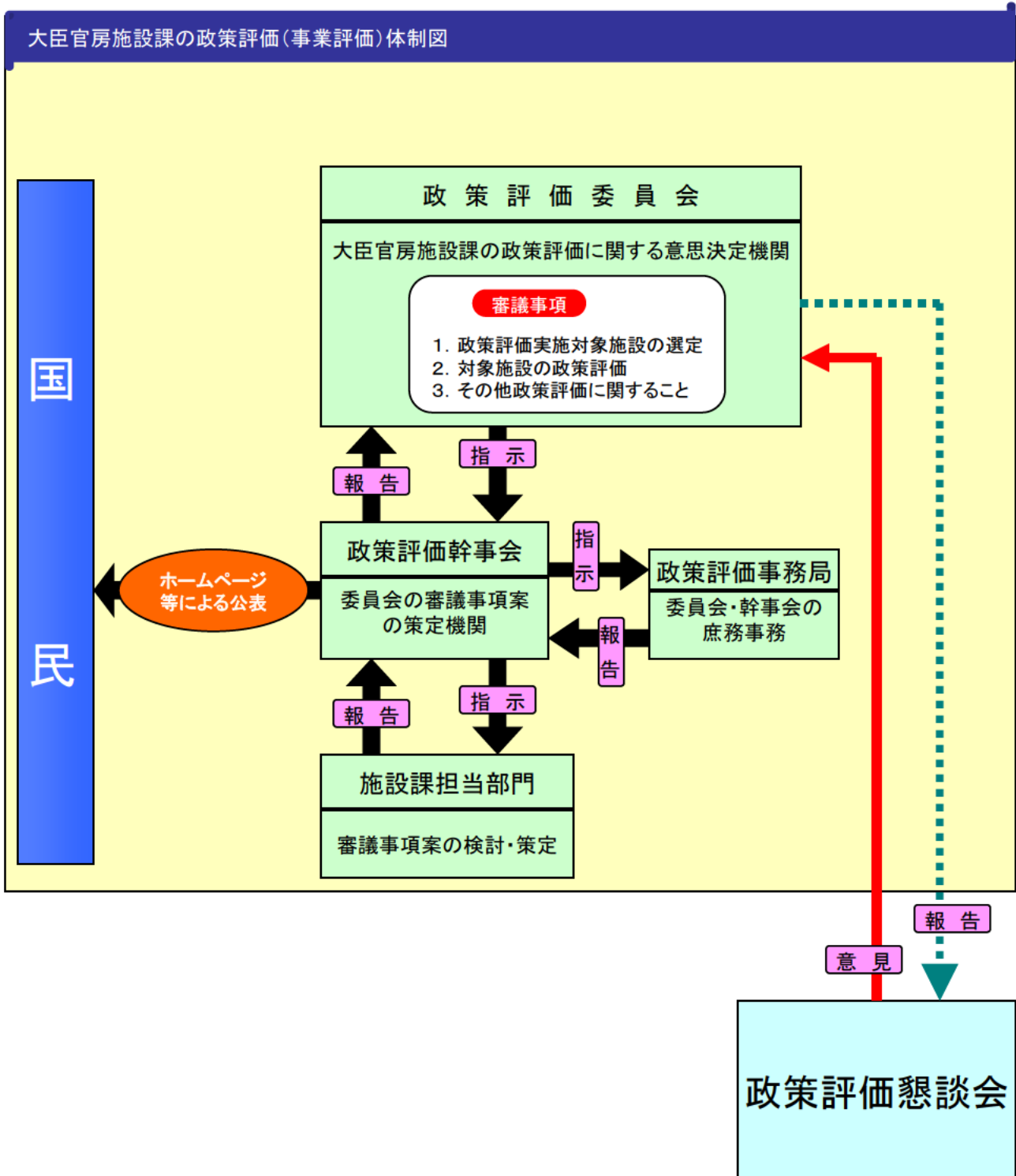


# 5 法務省大臣官房施設課における評価体制

## 目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



## 6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

### (1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

#### 3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

### ○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します（同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。）。
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア計画（一団地の官公庁施設計画を含む）に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル（100点）以上のものを必要性のある事業計画とします。

### [事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

- 保安度：木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。  
建設時点を約9000とします。
- 現存率：非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。  
建設時点を100とします。
- 面積率：現状施設の延床面積(m<sup>2</sup>)／新営施設の延床面積(m<sup>2</sup>)

# 事業計画の必要性に関する評価指標

## ●建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点を加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務効率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

## ●新規施設の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

## イ 事業計画の合理性

### ○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

### 事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

## ウ 事業計画の効果

### ○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。



## 事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない 安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

## 事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

## (2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

## (3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

## 評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

### 事業計画の効果

#### ○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

## 事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている			駐車場の確保に支障がある	
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

## 事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	人権	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている

FACILITIES DIVISION  
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
TEL: 03-3580-4111(代表) Fax: 03-5511-7203  
URL: <http://www.moj.go.jp>